

※施設指導監査を実施するための資料として、以下に記載の計算書類等の写しを指導監査通知書に記載の期限までに提出してください。

2025/8/13

施設監査(法人及び施設)における会計関係提出資料一覧表

【令和 7 年度監査用(令和 7年3月31日基準日決算分)】

番号	計算書類等の名称	様式	作成基準	提出対象	提出時チェック に使用ください	
1	現況報告書	電子開示システム様式	法人全体	全て (※ただし、監 査対象外の拠 点分は不要)	注3	
2	資金収支計算書及び内訳表	第1号の第1～4様式	法人全体及び 拠点		注3	
3	事業活動計算書及び内訳表	第2号の第1～4様式			注3	
4	貸借対照表及び内訳表	第3号の第1～4様式			注3	
5	計算書類に対する注記(法人全体及び各拠点分)	会計基準 別紙1 及び 別紙2			注3	
6	拠点区分 資金収支明細書	附属明細書 別紙3 (⑩)	拠点毎 (※省略でき る場合があ る)		注3	
7	拠点区分 事業活動明細書	附属明細書 別紙3 (⑪)			注3	
8	財産目録	会計基準 別紙4	法人全体のみ		注3	
9	監査対象拠点のサービス区分毎の貸借対照表	印刷できる場合 様式は任意	拠点毎	監査対象拠点 区分のみ		
10	基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書	附属明細書 別紙3 (⑧)	拠点毎		注3	
11	引当金明細書	附属明細書 別紙3 (⑨)	拠点毎		注3	
12	借入金明細書	附属明細書 別紙3 (①)	法人全体 (拠点内訳が必 要)	該当があるも のは全て	注3	
13	寄附金収益明細書	附属明細書 別紙3 (②)			注3	
14	補助金事業等収益明細書	附属明細書 別紙3 (③)			注3	
15	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	附属明細書 別紙3 (④)			注3	
16	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	附属明細書 別紙3 (⑤)			注3	
17	基本金明細書	附属明細書 別紙3 (⑥)			注3	
18	国庫補助金等特別積立金明細書	附属明細書 別紙3 (⑦)			注3	
19	積立金・積立資産明細書	附属明細書 別紙3 (⑫)	拠点毎	監査対象 拠点区分のみ	注3	
20	サービス区分間繰入金明細書	附属明細書 別紙3 (⑬)			注3	
21	サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書	附属明細書 別紙3 (⑭)			注3	
22	就労支援事業別事業活動明細書	附属明細書 別紙3 (⑮) 又は別紙3 (⑮-2)			注3	
23	就労支援事業製造原価明細書	附属明細書 別紙3 (⑯) 又は別紙3 (⑯-2)			注3	
24	就労支援事業販管費明細書	附属明細書 別紙3 (⑰) 又は別紙3 (⑰-2)			注3	
25	就労支援事業明細書	附属明細書 別紙3 (⑱) 又は別紙3 (⑱-2)			注3	
26	授産事業費用明細書	附属明細書 別紙3 (⑲)			注3	
27	固定資産管理台帳(監査対象拠点分のみ)	任意様式				
28	共通経費案分表(規程等のコピーでも可)	任意様式				

注1: 法人監査の場合は、法人本部拠点区分及び法人本部サービス区分を含む拠点に関する上記各書類を含みます。

注2: 会計基準において作成が省略可の場合で、「計算書類に対する注記」に省略の旨を記載している資料は提出不要です。

注3: 財務諸表等電子開示システムからダウンロードしますので、提出不要ですが、場合によっては提出をお願いする場合があります。

注4: 同一法人で複数の施設が当年度監査対象となっている場合、重複する資料は提出不要です。